

# くどやま

広報

お知らせ版 2024.5

## 九度山幼稚園で未就園児対象のサークル活動

幼稚園に入園するまでのお子さんとその保護者の皆さんを対象として、園庭や遊具などで遊んだり、友だちと一緒に遊んだりする機会を設けています。

お子さんはもちろん保護者の方も、幼稚園に来て友だちを増やしませんか。

子育てについての悩みなども、職員と気軽に相談できるのも公立幼稚園の良さです。

ご質問があれば、九度山幼稚園までご連絡ください。お待ちしております。



幼稚園の砂場や滑り台などで遊び  
ましょう!!  
親子で一緒に楽しんでください。



### ★「園開放」

■日時 第1回

6月6日(木)

午前9時30分～11時

※2回目以降は幼稚園で予定表を渡します。

※小学校入学までのお子さんなら、どなたでもご参加ください。



※駐車場は九度山幼稚園前です。

※保険などに加入していませんので、お子さんの安全管理には保護者の責任の下で、十分に気をつけてください。よろしくお願ひします。

■問い合わせ 九度山幼稚園 (☎/FAX 54-3380)

## 特別会計

特定の事業を行うために一般会計と区別して経理をする必要がある場合において、特別会計を設けています。

会計名	歳入歳出予算額	対前年度比
国民健康保険	7億6,946万円	5.4%増
後期高齢者医療	2億1,535万円	5.6%増
介護保険	7億3,173万円	0.3%減

## 公営企業会計

官公庁会計（単式簿記）とは異なり、収入や支出を含む全ての財産の増減の変化を、その発生した時点で記帳する発生主義を採用した会計方式（複式簿記）となり、施設の維持管理など日常の営業活動に要する収入と支出を示す「収益的収支」と、施設の建設や改良などに要する収入と支出を示す「資本的収支」で構成されます。

会計名	収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出
簡易水道事業	1億5,257万円	1億5,053万円	9,023万円	1億2,290万円
下水道事業	1億9,743万円	1億9,875万円	1億1,122万円	1億3,676万円

※ 不足する資金については、当年度消費税および地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金（簡易水道事業のみ）及び当年度分損益勘定留保資金にて補填します。

## 用語解説

### 【歳入】

#### ■自主財源（町が自主的に調達できる財源）

- 町税・・・町民の皆さんから納めていただいた税金や企業からの法人税など
- 使用料及び手数料・・・町営住宅等、町所有の施設使用料、諸証明の交付手数料など
- 繰入金・・・各基金や他の会計などから繰り入れたお金

#### ■依存財源（国や県の基準により交付されたり、配分される財源）

- 地方交付税・・・財政力の差により行政サービスに大きな格差が生じないように、一定の基準により国から交付される税
- 国県支出金・・・町が行う特定事業に対して国や県からその使い道を定めて交付される資金
- 町債・・・道路、施設の建設や改修などを行うために金融機関など外部から借り入れたお金

### 【歳出】

- 議会費・・・議会の運営経費
- 総務費・・・ふるさと納税に要する経費や基金への積立金、選挙費、内部管理などの経費
- 民生費・・・障害者やお年寄りに対する福祉、子育て支援などの事業費
- 衛生費・・・健康で衛生的な生活環境を守るための保健、医療、環境などの事業費
- 農林業費・・・農林業の振興を図るための支援に要する経費
- 商工費・・・商工業の振興を図るための支援や中小企業、観光振興のための事業費
- 土木費・・・道路、住宅などの整備事業費
- 消防費・・・町民生活の安全を守る消防活動費や防災対策の経費
- 教育費・・・学校教育、生涯学習の充実、スポーツ振興の経費
- 災害復旧費・・・被災した道路などの復旧に要する経費
- 公債費・・・町が借りた借入金の元金、利子の返済金

総額 69億3,003万円（前年度比 +10.6%）

一般会計 46億454万円（前年度比 +16.4%）

特別会計3会計 17億1,654万円（前年度比 +2.9%）

公営企業会計2会計 6億895万円（前年度比 -5.0%）

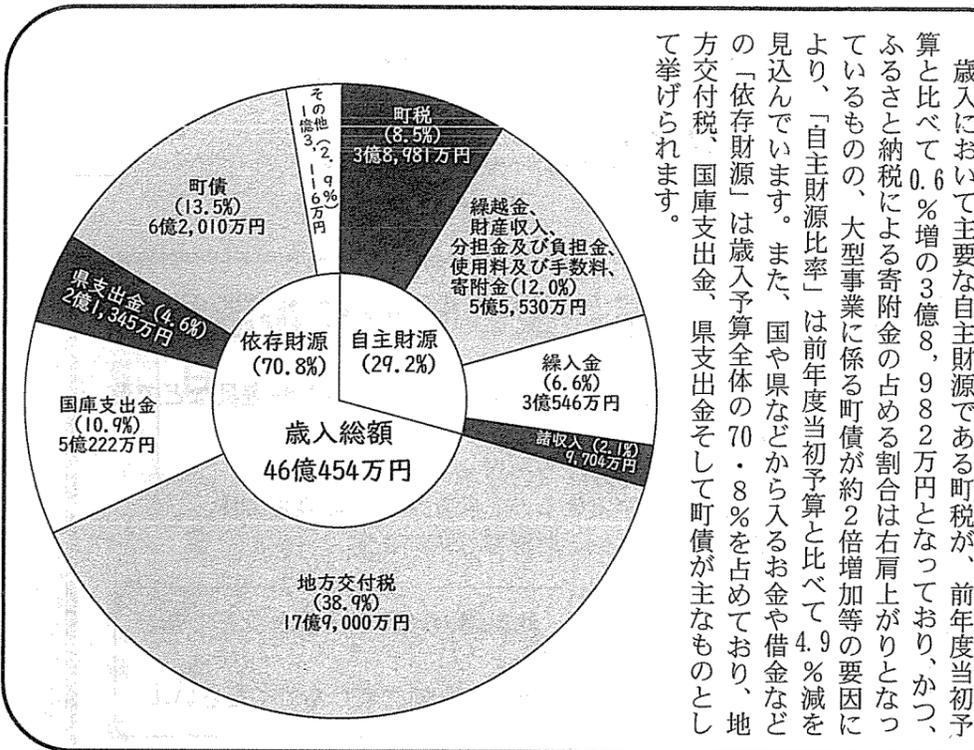
## 令和6年度 まちの予算

「日本一元気なまち九度山」  
を目指して

### 予算の編成

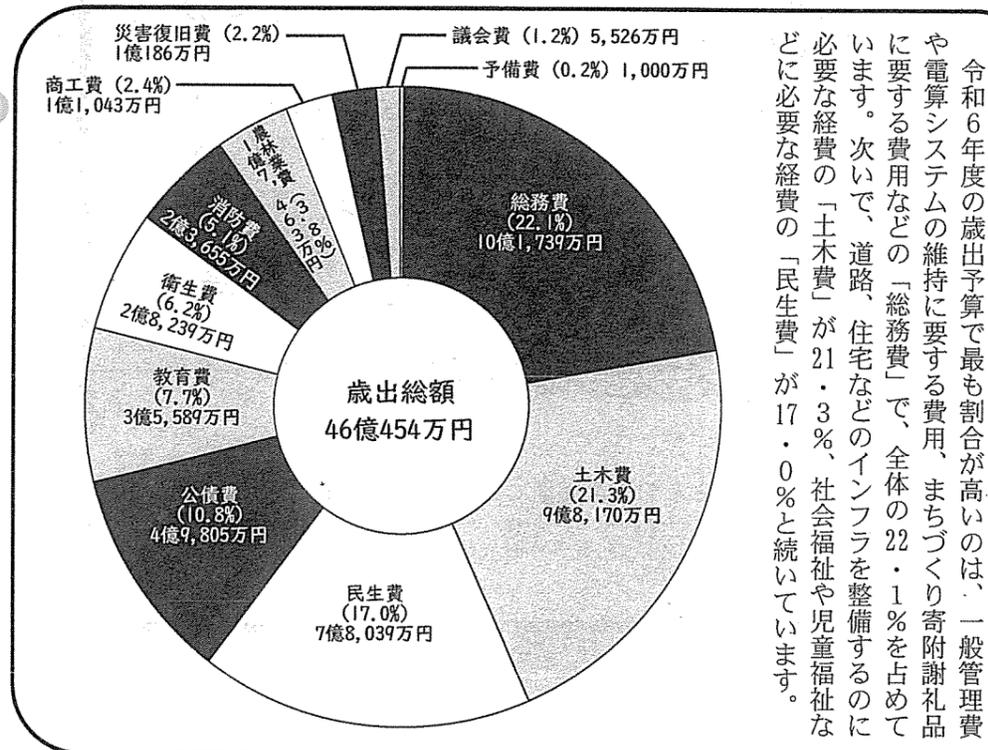
令和6年度予算は、引き続き行財政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を実施し、また、歳入では自主財源の積極的な確保を講じるなど持続可能な財政への転換を図りながら節度ある財政運営に努め、産業の振興、地域の活性化および福祉の向上に最善を尽くすことを基本とした編成になりました。  
なお、性質別では経常収支比率は92.0%、実質公債費比率は10.9%となる見込みです。

### 一般会計 歳入（年間収入）



歳入において主要な自主財源である町税が、前年度当初予算と比べて0.0%増の3億8,982万円となっており、かつ、ふるさと納税による寄附金の占める割合は右肩上がりとなっているものの、大型事業に係る町債が約2倍増加等の要因により、「自主財源比率」は前年度当初予算と比べて4.9%減を見込んでいます。また、国や県などから入るお金や借金などの「依存財源」は歳入予算全体の70.8%を占めており、地方交付税、国庫支出金、県支出金として町債が主なものとして挙げられます。

### 一般会計 歳出（年間支出）



令和6年度の歳出予算で最も割合が高いのは、一般管理費や電算システムの維持に要する費用、まちづくり寄附謝礼品に要する費用などの「総務費」で、全体の22.1%を占めています。次いで、道路、住宅などのインフラを整備するのに必要な経費の「土木費」が21.3%、社会福祉や児童福祉などに必要な経費の「民生費」が17.0%と続いています。

# 令和6年度 一般会計当初予算の主要な事業

## 1 元気ある交流のまちづくり（新たな居住促進）

- 地域優良賃貸住宅建設工事 6億円  
地域優良賃貸住宅の建設工事を行う（木造2階建 14戸）。



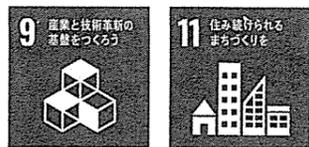
## 2 自然の恵りを活かした産業の振興（農林業の振興、商業の振興）

- ◎地域おこし協力隊受入サポート業務委託料 299万円  
地方への新たな人の流れを創出するため、地域おこし協力隊の推進が重要とされているなか、活用実績のない本町にあって、募集の企画力を強化し、必要とする隊員像を明確にすることで、ミスマッチを防止し、円滑に人材を確保するための業務を委託する。
- ◎次世代野菜花き産地パワーアップ事業補助金 100万円  
野菜花きの生産力強化、近代化を図るため、ビニールハウスの高度化、高品質化、省力化、省エネ化、環境負荷低減等の設備整備事業について、県補助金の承認を受けた事業を行うものに、県補助金に上乗せする形で町の補助金を支給する。
- 起業創業支援事業補助金 150万円  
産業振興、雇用の促進および地域活性化を図ることを目的に、町内で新たに創業する者に対して、補助を行います。



## 3 安全・安心でうるおいのあるまちづくり（生活環境基盤の整備、消防・防災体制の整備、道路網等の整備、公共交通の充実、交通安全・防犯対策の推進）

- ◎一般廃棄物処理基本計画更新業務委託料 550万円  
橋本環境管理センターが新たに施設を建設するためには地域計画の更新が必要となり、それには管轄地域の表記計画の最新データを用いることとなるため、更新作業を委託する。
- ◎防災用河川ライブカメラ更新業務委託料 550万円  
防災用河川ライブカメラ（5箇所）の機器及びホームページの更新を行う。
- 防災行政無線（同報系）屋外子局更新工事 3,366万円  
防災行政無線（同報系）親局等のデジタル化改修完了に伴い、順次、老朽化したアナログ式の屋外子局の更新、戸別受信機の更新等を行う。  
（屋外子局新設1局・更新5局・撤去2局、デジタル戸別受信機50台配備等）
- ◎町道44号線改良測量設計調査委託料 3,000万円  
町道44号線の測量、地質調査及び概略設計を実施する。
- シルバータクシー助成チケット使用料 633万円  
満75歳以上のひとり暮らしまたは満75歳以上で構成される高齢者世帯に対し、年間36枚のチケットを交付します。また、満75歳以上の高齢者世帯で同居親族のある方にも年間12枚のチケットを交付します。
- ◎町道1号線改良測量設計委託料 601万円  
わかさ付近の九度山中学校への通学路の一部区間について安全を確保するため、道路改良の測量設計を行う。

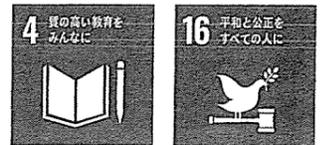


～「九度山町 第V次長期総合計画基本構想」に沿って6項目に分類して紹介します～

◎新規事業 ★一部新規事業 ■継続事業 ※金額は万単位表示（切捨て）

## 4 豊かなこころを育む教えと学びのまちづくり（学校教育の充実、歴史・文化とスポーツの振興）

- ◎河根小中学校通学支援タクシー使用料 200万円  
河根小中学校に通学する児童生徒で、保護者による登下校の送迎ができず、学校を欠席せざるを得ない家庭や保護者の責任による通学安全等ができない家庭の課題を解消するため、下校時のタクシーの通学支援を行う。
- ◎世界遺産20周年記念イベント実行委員会補助金 2,000万円  
「紀伊山地の霊場と参詣道」が令和6年度で世界遺産登録20周年の節目を迎え、記念すべき年となることから世界に誇る歴史・文化資源を活用して、周知することで今後の集客につなげるために各種記念事業を実施する実行委員会に補助金を支給する。



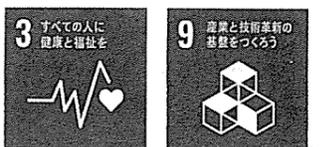
## 5 健やかでやすらぎのあるまちづくり（保健・医療の充実、社会福祉の充実、子育て支援の充実）

- ◎長寿祝い金（100歳到達者） 100万円  
町内在住の100歳到達者に対し、長寿のお祝いとして1人あたり10万円を支給する。
- ◎産後ケア事業委託料 37万円  
家族等から産後の支援が得られず、育児等に不安のある母子に対し、医療機関等へ宿泊、サービス等による沐浴や保健指導等の産後ケア事業を委託する（利用者区分により一部自己負担あり）。
- ◎带状疱疹ワクチン接種費用助成事業扶助 100万円  
带状疱疹ワクチンを接種した50歳以上の町民に対し、当該接種費用の一部を助成する。



## 6 住民との協働と効率的な行財政運営等の推進（行財政の健全化と効率的な運営）

- まちづくり寄附謝礼品 2億円  
まちづくり寄附金を頂いた方に対し、特産品等を贈呈することにより、寄附の促進を図るとともに、本町のPRを推進します。
- ◎ひきこもり支援事業委託料 94万円  
橋本市内の事業所にて実施するひきこもりの状態にある方の相談支援、居場所づくり、ネットワークづくり事業に対して橋本市・九度山町・高野町の1市2町から共同委託する。



### SDGsについて ～九度山町は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています～

SDGsとは、すべての人が幸せに暮らせる世界をつくるため2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに達成を目指す世界共通の目標です。  
持続可能な世界を実現するため17の目標と196のターゲットから構成され、地球上から「誰一人取り残さないこと」を誓っています。  
上記の「主要な事業」の記事中のアイコンは17の目標に対応しており、それぞれの事業がどの目標の達成に貢献するものであるのかを表しています。

### 住民課からのお知らせ

問い合わせ(☎54-20019)

### 本人通知制度を 実施しています

本人通知制度は、住民票や戸籍の不正請求を防ぐため、本人以外の第三者に証明書を交付した場合、本人に交付の事実を通知する制度です。ただし、事前登録が必要です。  
●登録できる人  
町内に住民登録または本籍がある人  
(かつてあった人も含みます。)

#### 登録方法

●本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)を持参のうえ住民課へお越しください。  
なお、代理人による登録方法など、詳しくはお問い合わせください。

#### 通知対象(除票および除籍などを含む。)

- ・住民票の写し
- ・戸籍附票の写し
- ・戸籍謄抄本 など

#### 通知内容

- ・交付年月日
- ・交付した証明書の種別と通数
- ・交付請求者の種別
- (代理人、第三者)

### 総務課からのお知らせ

問い合わせ(☎54-20019)

### 「二十歳を祝う会」のご案内

●日時 令和7年1月12日(日)  
午後1時30分開会

#### 場所

ふるさとセンター5階大ホール

#### 対象年齢

20歳

(平成16年4月2日)

※ 詳細については、12月広報でお知らせします。  
また、関係者の皆さまには、随時郵送でご案内します。

### 地域防災課からのお知らせ

問い合わせ(☎54-20019)

### 家具転倒防止対策事業 補助金について

地震による家具の転倒による要配慮者(高齢者、身体障害者等)の被害を防止または軽減するため、家具の転倒防止器具の購入費および取付費に対する助成制度を設けています。

#### 対象者

町内に住所を有し、かつ、現に居住する者で、次のいずれかに該当する世帯の世帯主

### 令和6年度後期高齢者医療 健康診査等のご案内

生活習慣病の早期発見のための健康診査と、一部の年齢の方を対象とした歯科健康診査を実施します。  
5月下旬に受診券を直接お送りします。6月1日(日)令和7年2月28日の間に、保険証、受診券、受診票(問診票)を持参のうえ、同封の一览表に記載された医療機関で受診してください。また、集団健診の実施も予定しておりますので、詳しくは広報5月号の回覧をご覧ください。

さらに、より詳しい検査を受けるため、人間ドックを受診される方には助成を行います。

#### 健康診査

●対象者 後期高齢者医療保険の被保険者全員

#### 検査項目【基本項目】

問診、計測(身長、体重、BMI、血圧)、診察、血液検査(脂質、肝機能、糖代謝、腎機能、尿酸、貧血等)、検尿  
【医師が必要と判断した方への追加項目】  
心電図検査、眼底検査

#### 自己負担 無料

※すでに同様の検査を受けている場合は、受ける必要はありません。

※生活習慣病の治療などで定期的に医療機関を受診している方は、主治医に相談してください。

●問い合わせ 和歌山県後期高齢者医療広域連合  
(☎073-428-6688)

#### 歯科健康診査

●対象者 令和6年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の誕生日を迎えた方

#### 検査項目

問診、口腔診断(歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常)、口腔機能検査(嚥む能力・舌機能・嚥下(飲み込み)機能)

#### 自己負担 無料

●問い合わせ 和歌山県後期高齢者医療広域連合  
(☎073-428-6688)

#### 人間ドック助成

●期間 令和7年2月28日まで(定員に達し次第終了します。)

#### 対象者

後期高齢者医療の被保険者で、保険料の滞納がない方  
●補助額 20,000円を上限とします。  
※必ず人間ドックを受診する前にお問合せください。  
※受診後、検査結果のご提供をお願いします。

#### 問い合わせ 住民課

### 税務課からのお知らせ

問い合わせ(☎54-20019)

### 所得証明書などの交付について

令和6年度分の所得証明書・課税(非課税)証明書は、6月3日(月)から発行します。  
(1)所得証明書  
令和5年中の所得額が記載されます。

#### 課税証明書

(1)の所得額と、それに対する町県民税の税額などが記載されます。

※証明書は令和6年1月1日現在、九度山町に住所を有し、申告がある方に対して交付されます。

### 固定資産税・軽自動車税(種別割)の納付方法について

固定資産税・軽自動車税(種別割)は、納付書払い、口座振替に加え、QRコード等を利用した納付がご利用いただけます。  
地方税お支払いサイト内で、5月にお送りする納税通知書に同封している納付書に記載の納付番号(☎番号)を入力、もしくはQRコードを読み取ることで、クレジットカードやインターネットバンキング、口座振替(ダイレクト方式)、各種スマートフォン決済アプリ等で

の支払が可能です。詳しくは地方税お支払いサイトHP <http://www.payment.eltax.tta.go.jp/> をご確認ください。

### 軽自動車税(種別割)減免申請について

令和6年度から軽自動車税(種別割)の減免対象が追加されました。次のような軽自動車について、一定の要件を満たす場合に申請することで減免を受けることができます。詳しくは、税務課までご相談ください。

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方が使用する軽自動車(対象となる等級などの要件があります。)
- ・その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車

・福祉事業を本来の事業とし、その用に供する社会福祉法人等の所有するもの等、公益のために直接専用すると認められる軽自動車  
・生活保護法の規定により生活扶助を受ける者が所有し、または使用する軽自動車  
・災害や盗難により使用不能となった軽自動車

#### 申請期間

5月7日(火)～24日(金)

### 申請時に必要なもの

- ① 65歳以上の方のみで構成する世帯
- ② 65歳以上と18歳未満の方のみで構成する世帯
- ③ 要介護2以上と認定されている方がいる世帯
- ④ 身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ⑤ 療育手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ⑦ 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯
- ⑧ 和歌山県特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する特定疾患医療受給者証または、和歌山県指定特定疾患医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯
- ⑨ 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯

### 地震ブレイカー等設置事業 補助金について

地震発生時の電気に起因する火災による要配慮者(高齢者、身体障害者等)の被害を防止するため、地震ブレイカー等の購入費および取付費に対する助成制度を設けています。

#### 感震ブレイカーとは

震度5以上の揺れをセンサーが感知し、自動的にブレイカーを遮断する装置です。

#### 対象の感震ブレイカー

- ① 分電盤タイプ
- ② コンセントタイプ
- ③ 簡易タイプ

#### 対象者

町内に住所を有し、かつ、現に居住する者で、次のいずれかに該当する世帯の世帯主  
① 65歳以上の方のみで構成する世帯

### 申請時に必要なもの

- ① 65歳以上と18歳未満の方のみで構成する世帯
- ② 65歳以上と18歳未満の方のみで構成する世帯
- ③ 要介護2以上と認定されている方がいる世帯
- ④ 身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ⑤ 療育手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ⑦ 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯
- ⑧ 和歌山県特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する特定疾患医療受給者証または、和歌山県指定特定疾患医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯
- ⑨ 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯

### 福祉課からのお知らせ

問い合わせ(☎54-20019)

### 手話講習会 (手話奉仕員養成講座)

「手話ができたらいいのにあ」と思ったことはありませんか。あいさつや自己紹介から始める初心者向け手話講習会です。

#### 日時

令和6年6月3日(月)～  
令和7年1月27日(月)

各月曜日(全24回)

午後1時30分～4時30分

場所 橋本市保健福祉センター

#### 定員

橋本市民・町民 合計先着20名

#### 受講料

無料

※テキスト代が別途必要です。

●対象者 初めての方、過去に1回のみ受講された方。

#### 申込締切

5月13日(月)

●申込方法 福祉課まで電話またはFAXで氏名、住所、連絡先、生年月日をお知らせください。

**上下水道課からのお知らせ**

問い合わせ(☎54-2019)

**九度山町指定下水道排水設備工事店の一覧について**

九度山町における令和6年度の下水道指定工事店は以下のとおりです。  
 公共下水道の工事はこちらの事業者からご依頼いただきますようお願いいたします。  
 また浄化槽の設置・点検等については、住民課に問い合わせいただきますようお願いいたします。

指定工事店名	営業所所在地	電話番号
栗林水道工業所	九度山町大字九度山 563-3 番地	(0736) 54-3753
今井組	九度山町大字慈尊院 810 番地	(0736) 54-2932
株式会社 岡水道設備	橋本市高野口町小田 678 番地	(0736) 42-2589
新谷住設 株式会社	橋本市市脇 2 丁目 2 番 5 号	(0736) 33-0343
松山工業所	九度山町大字九度山 1309 番地	(0736) 54-2613
株式会社 まえだ住宅設備	橋本市神野々 1145 番地の 1	(0736) 33-0683
梅下農機具水道商会	九度山町大字入郷 10 番地の 1	(0736) 54-2004
紀北川上農業協同組合	橋本市高野口町大字名古屋 922 番地の 2	(0736) 33-2300
株式会社 紀北環境衛生センター	かつらぎ町大字丁ノ町 2237 番 7	(0736) 22-4468
大西電設 株式会社	紀の川市粉河 410 番地 7	(0736) 73-3235
龍建設 株式会社	九度山町大字九度山 664 番地の 2	(0736) 54-3155
中谷電気工事 株式会社	かつらぎ町大字妙寺 126 番地の 36	(0736) 22-7777
株式会社 上野設備	橋本市恋野 2662 番地の 3	(0736) 34-2180
オーヤシマ株式会社	岩出市畑毛 306-2	(0736) 69-3102
株式会社 牧野組	九度山町大字九度山 575 番地	(0736) 54-2129
中筋建設 株式会社	和歌山市鳴神 1035	(073) 473-8225
株式会社 木村組	かつらぎ町大字新田 52 番地	(0736) 22-2209
リフォームテック	橋本市恋野 105-4	(0736) 34-1043
土生 株式会社	橋本市東家 4 丁目 18-23	(073) 32-1208
小上設備	岩出市吉田 382 番地 23	(0736) 61-5592
花房住設	橋本市高野口町応其 448-7	(0736) 43-0305
株式会社 城野組	橋本市慶賀野 285 番地の 1	(0736) 37-0803
根木設備	橋本市橋本 369 番地の 1	(090) 5043-4890
紀北大西電設 株式会社	かつらぎ町西飯降 1-7	(0736) 22-2491
株式会社 笠本設備	橋本市紀見 283 番地の 6	(0736) 25-6077
井本住宅設備	橋本市高野口町嵯峨谷 436	(0736) 42-3808
株式会社 シンコウ設備	和歌山市中之島 1777-2	(073) 432-7535
有限会社 石本宅研工業 紀北営業所	橋本市隅田町垂井 512-3	(090) 3273-5807
昌工業	かつらぎ町丁ノ町 679-1	(0736) 20-2098
株式会社 スミエイ	橋本市高野口町名古屋 925-1	(0736) 44-2192

令和6年3月現在

**NOSAI わかやまからのお知らせ ~収入保険と園芸施設共済のご案内~**

収入保険は、すべての農産物を対象に、自然災害や価格低下など経営努力で避けられないあらゆる収入減少のリスクに対応できる保険で、国の強力なバックアップがあります。

青色申告をしている方、また、今年から青色申告することを申請している方が加入できます。

また、毎年のように発生する爆弾低気圧や突風・台風などへの備えとして、園芸施設共済にも併せてご加入ください。

収入保険と園芸施設共済のセット加入で、農業経営のあらゆるリスクに対応できます。

補償内容や保険料等のお見積りは、下記までお気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ 和歌山県農業共済組合(NOSAIわかやま) 北部支所  
 紀の川市粉河 681-2 (☎0736-73-6724)

**教育委員会からのお知らせ**  
 問い合わせ(☎54-2019)

**町育英奨学金貸与・  
 澤水奨学金支給制度  
 のご案内**

■対象者

高校、短大、大学、専門学校に在学する方で、学習意欲旺盛、向学心のある方のうち、学資困難な方。

※学資困難な方とは、所得基準額表で定められた基準額以下の方。(表1)

■申請の受付

教育委員会に備え付けの申請書類に必要事項をご記入のうえ、6月3日(月)から6月21日(金)までに提出してください。

■支給・貸与額

育英奨学金貸与者には、澤水奨学金を支給します。

育英奨学金貸与額(表2)、澤水奨学金支給額(表3)に記載のとおりです。

■選考方法

7月に書類選考し、本人に通知します。

■貸与・支給する日  
 夏季休業中に行います。

■育英奨学金の返還  
 育英奨学金の貸与金は無利子となっており、卒業6ヵ月後から返還計画に基づき返還していただきます。

■横手智昭奨学金募集  
 医学を志し、大学の医学部等への進学を希望する者に奨学金を支給する制度です。

●所得基準額表(表1)

世帯人員	令和5年中の所得金額
1人	138万円
2人	218万円
3人	253万円
4人	274万円
5人	295万円
6人	310万円
7人	324万円

1. 同居世帯で2人以上の収入がある場合は合算収入とする。  
 2. 世帯人員が7人を超える場合は、一人増すごとに給与所得以外の世帯は17万円を加算する。

●澤水奨学金支給額(表3)

	入学一時金支給限度額	修学に要する経費支給限度額(年額)
高校	3万円	3万円
短大 専門学校	3万円	5万円
大学	3万円	7万円

●育英奨学金貸与額(表2)

	入学一時金貸与限度額	修学に要する経費貸与限度額(年額)
高校	5万円	13.2万円
短大 専門学校	10万円	16.5万円
大学	10万円	22.0万円



**労働安全衛生法に基づく各種講習のご案内**

講習の名称	日時	場所	受講料等	受付開始日
建築物等の鉄骨組立て等作業主任者	5月14日(火)~15日(水)	和歌山県建設会館 3F会議室	12,914円	4月15日(月)~
施工管理者等のための足場点検実務者研修	5月21日(火) 午後1時~		8,481円	4月22日(月)~
足場の組立て等特別教育(6時間)	6月4日(火)		9,097円	5月7日(火)~
ｶｰﾈｰ型安全帯使用作業特別教育(6時間)	6月11日(火)		9,097円	5月13日(月)~
建設業等における熱中症予防指導員研修	7月2日(火) 午後1時~		8,481円	6月3日(月)~
鋼橋架設等作業主任者	7月9日(火)~10日(水)		12,914円	6月10日(月)~

■問い合わせ 建設業労働災害防止協会 和歌山県支部 (☎073-436-1327 / FAX 073-426-3987)

《注》1. 講義時間は、いずれも午前9時~午後5時10分となります(講義内容により、変更があります。)

2. 受講の申込みは、受講申込書に受講料を添えて持参、または現金書留で郵送をお願いします。

※口座振込をご希望の方は、当支部まで連絡をお願いします。

3. 受講料等には、テキスト代が含まれています。

テキストが改定された場合は、受講料を改定させていただく場合があります。

4. 定員になり次第、締め切ります。

5. 申込者が少数の場合は、講習会を取り止めさせていただく場合があります。

# 住宅の耐震診断および耐震改修など補助事業のお知らせ

## ●木造住宅耐震診断（無料）

■件数 若干数 ■診断費用 無料

### ■対象

- ・平成12年5月31日以前に着工された2階以下の個人所有の一般木造住宅（共同住宅・長屋住宅含む）
- ・木造の在来工法（軸組工法・伝統工法）の住宅
- ・延べ床面積が200㎡以下の住宅
- ・延べ床面積の半分以上が住宅として使用している住宅
- ・町内に所在する一般木造住宅
- ・人が居住している住宅
- ・申込者が町税などを完納していること。

■受付期間 5月13日(月)～12月27日(金)



## ●非木造住宅耐震診断補助

■件数 お問い合わせください。 ■診断費用 診断費の費用の3分の2以内の額（上限8万9千円）

### ■対象

- ・昭和56年5月31日以前に着工された2階以下の個人所有の非木造戸建住宅
- ・延べ床面積が200㎡以下の住宅
- ・延べ床面積の半分以上が住宅として使用している住宅
- ・町内に所在する一般木造住宅
- ・人が居住している住宅
- ・申込者が町税などを完納していること。

※補助金交付決定通知書が届く前に診断等を行うと、補助が受けられなくなります。

## ●住宅耐震設計・改修工事費補助

■件数 若干数

■対象 本町が行った木造住宅耐震診断および非木造住宅耐震診断補助を受け、建物倒壊の危険があると診断された個人所有の住宅で、耐震改修工事（現地建替えを含む。）を令和7年1月31日（金）までに完了するもの

※現地建替とは、従前住宅を除去し同じ敷地内に新たな住宅を新築するもの。

※補助金交付決定通知書が届く前に工事契約行為などを行うと、補助が受けられなくなります。

### ■補助金額

次の①②の合計額（最大116万6千円）

①耐震改修工事費の40%の額（上限50万円）

②耐震改修工事費と耐震設計費を合算した額から①を減じた額（上限66万6千円）

■受付期間 5月13日(月)～9月30日(月) 予定

■申請方法 事前協議が必要です。建設課までお問い合わせください。

## ●耐震ベッド・シェルター設置

■件数 1戸予定 応募多数の場合は、高齢者および障がい者を優先した上で、抽選とします。

■対象 本町が行った木造住宅耐震診断を受け、建物倒壊の危険があると診断された個人所有の住宅に、耐震ベッドもしくは耐震シェルターを設置するもの。

※補助対象リストに記載のある耐震ベッドまたは、耐震シェルターを1階に設置すること。

※補助金交付決定通知書が届く前に工事契約行為などを行うと、補助が受けられなくなります。

■補助金額 耐震ベッド・耐震シェルター設置にかかる費用の3分の2以内の額（上限26万6千円）

■受付期間 6月3日(月)～6月28日(金)

■設置期間 7月上旬（対象者決定後）～10月31日(木)

■申請方法 必要書類など詳しくは、役場建設課までお問い合わせください。

応募なしの場合は、引き続き先着順で随時受付とします。

問い合わせ 建設課 ☎54-2019 （各受付・申請は、土・日曜、祝日を除く。）

# 住宅リフォーム補助事業のお知らせ

●住宅に接道している道が狭く、建て替えることのできない住宅に補助を行います。

## ■対象住宅（すべての要件を満たす住宅）

1. 都市計画区域内（大字九度山、入郷、慈尊院）の建築基準法上の道に接道していない個人所有の住宅及び併用住宅
2. 居住に供される部分の延べ床面積の1/2以上のリフォーム工事を行う住宅
3. 建築確認申請を伴わないリフォーム工事を行う住宅

※住宅とは、玄関、居住室、台所、浴室、便所を有し、人が居住している住宅

※併用住宅とは、住宅部分と非住宅部分が一体となり、延べ床面積の1/2以上が居住部分である住宅

## ■補助金額

リフォーム工事に要した費用の5%とする。  
（補助金額の上限100万円）

ただし、リフォーム工事費が200万円以上であること。  
※耐震改修補助金を申請する場合は、耐震改修工事に要した費用を除く。

※補助金額に、千円未満の端数が生じたときは、切り捨てとする。

## ■補助対象者

1. リフォーム工事後5年以上継続して対象住宅に町民として定住するもの。
2. 町税の滞納及び使用料、手数料等の町への債務不履行がないもの。
3. 世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

## ■その他

1. 補助金の交付決定前に契約行為などを行うと、住宅リフォーム補助が受けられなくなります。
2. 補助金の交付は、同一の住宅について1回限りとします。
3. 施工業者は、町内に事業所を有し、1年以上継続して建設業等を営む個人事業主又は法人でリフォーム工事を施工するものであること。
4. リフォーム工事が令和7年2月末までに完了する必要があります。

■受付期間 5月13日(月)～11月29日(金) 土・日曜、祝日を除く。

※申請については、事前の協議が必要となりますので、建設課までお問い合わせください。

■問い合わせ 建設課 ☎54-2019

4月1日付で、次の職員の変動を行いました。

<p>○調整員 野中 修治 (定年延長)</p>	<p>○主幹 正木 哲也</p>	<p>○主任 西平 美幸</p>	<p>○主幹 土岐 嘉伸</p>
<p>○主事 中出 龍孝 (新規採用)</p>	<p>○主事 三石 直人 (新規採用)</p>	<p>○主事 岡 文智 (新規採用)</p>	<p>○主事 古市 陸力 (新規採用)</p>
<p>○主事 藤澤 力</p>	<p>○主事 今西 暁</p>	<p>○主任 福田 雅一</p>	<p>○主任 宮越 弘貴</p>
<p>○主事 道浦 豪 (新規採用)</p>	<p>○主事 松山 楓</p>	<p>○主任 小佐田 洋</p>	<p>○主任 尾上 圭司</p>
<p>○主事 栗原 水緒 (新規採用)</p>	<p>○主任 岡 容平</p>	<p>○主任 井上 麻子</p>	<p>○主任 井上 麻子</p>

●退職（3月31日付）

消費生活相談

町では、常時相談窓口を開設しておりますが、とくに毎月第4火曜日を消費生活相談日に設定し、悪徳商法による被害、消費者問題に関する契約や取引のトラブルなど様々な相談に応じております。「もしかしたら・・・?」「ひょっとしたら・・・?」そんな心当たりのある方は、ぜひ消費生活相談をご利用ください。

●九度山町ふるさとセンター

日時 5月28日(火) 午後1時～4時  
また、伊都管内4市町(橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町)で相互受入について協定をむすんでおり、下記日程の消費生活相談もご利用いただけます。

●かつらぎ町役場

日時 5月7日(火) 午後1時～4時

●高野町役場

日時 5月14日(火) 午後1時～4時

●橋本市消費生活センター

日時 5月21日(火) 午後1時～4時

■問い合わせ 産業振興課(☎54-2019)

行政相談

行政に関する苦情・要望・意見などの相談に応じます。

■日時 5月21日(火)  
午後1時30分～4時

■場所 ふるさとセンター

■問い合わせ 企画室(☎54-2019)

こころの健康相談

こころの健康に関する悩みのある人や周囲の人を対象に、こころの健康相談を開催します。

【要予約】

■日時 5月10日(金)・23日(木) 午後

■場所 橋本保健所

■問い合わせ 橋本保健所(☎42-5440)

心配ごと相談

生活での心配ごとに関する相談に応じます。

■日時 5月14日(火)  
午後1時30分～4時

■場所 ふるさとセンター

■問い合わせ 社会福祉協議会(☎54-9294)

人権相談

6月1日は、人権擁護委員の日です。人権擁護委員が相談に応じます。一人で悩まず相談してください。

内容は、悩みごと、困りごと、人権相談。相談は無料で秘密は守られます。

■日時 6月3日(月) 午後1時半～午後3時半

■場所 ふるさとセンター

■人権擁護委員の紹介

次の方々が、九度山町の人権擁護委員の皆さんです。(敬称略)

○入郷 坂本 博

○椎出 上西 昭泰

○九度山 庵上 和美

■問い合わせ 住民課(☎54-2019)

5月は消費者月間です!

昭和63年以降、毎年5月を「消費者月間」とし、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行ってまいりました。消費者庁では、令和6年度消費者月間の統一テーマとして、「デジタル時代に求められる消費者力とは」を掲げ、各種の関連事業に取り組んでいます。

デジタル化やAI等の技術が急速に進展し、そのスピードがかつてなく速くなる中で、わたしたち消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。

そうしたデジタル時代において、わたしたちが安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために、今、求められる「消費者力」とはどのようなものなのでしょうか。

デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力、これらのアップデートを続けていくとともに、「気づく・断る・相談する」というこれまでも必要とされた基礎的な力も引き続き高めていくことが求められています。

自立した消費者としてデジタル時代の消費生活を楽しむため、求められる「消費者力」とは何かを考え、高める機会となるよう、令和6年度の消費者月間においては、「デジタル時代に求められる消費者力とは」を統一テーマと決定しました。

令和6年度紀の川・河川愛護モニターの公募について

国土交通省では、河川愛護思想の普及啓発および河川の適正な維持管理のために、また地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、河川愛護モニターを公募します。

1. 活動内容

河川管理等に関する要望や、河川環境や施設の異常などほか、特に河川管理者に連絡することが必要な場合に、モニターとして河川管理者にパソコン、携帯電話からのメールで写真等を添付して報告(月1回程度の定期報告)することが主な活動です。また、余暇時間等で対応できる範囲内で、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます。

2. 活動範囲および応募資格

和歌山市内、岩出市内、紀の川市内、かつらぎ町内、九度山町内、橋本市内、奈良県五條市内(新栄山寺橋まで)の紀の川および紀の川市内の貴志川(諸井橋まで)、日常生活内での活動が可能な方で、活動範囲の近隣(紀の川または貴志川よりおおむね5km以内)に居住する紀の川に接する機会が多く、河川愛護に関心のある満20歳以上の方。

3. 任期 近畿地方整備局長より委嘱され、任期は令和6年7月1日より1年間

4. 募集人員・手当 和歌山県内 若干名 奈良県内 若干名  
月額 4,580円(予定)

5. 応募方法 令和6年6月3日までに応募用紙に記入のうえ、下記問い合わせ先へメールで送付してください。

※6月中旬に選考・決定し、7月上旬に委嘱状交付および説明会の開催を予定。

詳しくは、和歌山河川国道事務所のHPをご覧ください。

6. 問い合わせ 国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川管理課

〒640-8227 和歌山市西汀丁16番 ☎073-402-0267 E-mail kkr-kq-kakan02@mlit.go.jp

後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

～後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます～

和歌山県後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率等(表1)が決定しましたのでお知らせします。

保険料は、被保険者に等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。所得の少ない方には世帯の所得状況に応じて7割、5割、2割の均等割額軽減制度があり、令和6年度から軽減される対象の方の範囲が拡充されます(表2)。また、保険料の賦課限度額(上限保険料額)が80万円に変更されます。

なお、令和6年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

(表1)

年度	均等割額	所得割率	賦課限度額※2
		軽減用所得割率※1	
令和6・7年度(年間)	54,428円	11.04%	80万円 (73万円)
【参考】令和4・5年度(年間)	50,317円	10.13%	
		9.33%	66万円

※1 激変緩和措置として、基礎控除後の総所得金額等が58万円(年金収入のみの場合211万円)以下の方については、令和6年度に限り、軽減用所得割率を用います。

※2 賦課限度額の引き上げに伴う保険料の急増に配慮し、賦課限度額を段階的に引き上げます(令和6年度73万円、令和7年度80万円)。ただし、令和6年度中に75歳に到達して資格取得する方を除きます。

(表2)

軽減割合	令和5年度【参考】	令和6年度
5割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1) +29万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1) +29.5万円×(被保険者数)以下
2割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1) +53.5万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1) +54.5万円×(被保険者数)以下

■問い合わせ 住民課保健衛生係(☎54-2019) 和歌山県後期高齢者医療広域連合(☎073-428-6688)

# 介護予防行事 5月予定表

■問い合わせ 地域包括支援センター (☎/FAX 54-2233)  
◆自主サークル午前9時~11時 S介護予防サロン

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			◆いきいき ◆えびす会		憲法記念日	みどりの日
5	6	7	8	9	10	11
こどもの日	振替休日 		◆いきいき ◆若がえり S河根若鮎 「レクリエーション」 Sえびす 「ボディケア」	◆愛 ◆夢 ◆椎の実 	◆げんき ◆なごみ Sほっこり 「誤嚥防止」	
12	13	14	15	16	17	18
	◆花咲く中古沢		◆いきいき Sやすらぎ 「ポッチャ」 ◆河根若鮎 ◆えびす会	◆愛 S夢 「わいわいタイム」 ◆椎の実 午後1時~	Sげんき 「腰痛の運動療法」 ◆なごみ ◆ほっこり	
19	20	21	22	23	24	25
	◆花咲く中古沢 		S井戸端会 「紙芝居 お照の一灯」 ◆若がえり ◆河根若鮎 Sえびす 「膝痛の運動療法」	S愛 「歩きましょう」 ◆夢 Sありんこ 「リハビリの先生による 避難所生活講座」	◆げんき Sなごみ 「ゴキブリ団子作り」 ◆ほっこり	
26	27	28	29	30	31	
	◆花咲く中古沢		◆いきいき ◆若がえり ◆河根若鮎 ◆えびす会	◆愛 ◆夢 Sありんこ 「ゲーム」	◆げんき ◆なごみ ◆ほっこり	

会場	
◆若がえりサークルSやすらぎ (福祉会館)	◆河根若鮎クラブS河根若鮎 (河根児童館)
◆いきいきサークルS井戸端会 (旧紀陽銀行九度山支店)	◆なごみクラブSなごみ (旭集会所)
◆花咲く中古沢 (中古沢コミュニティ消防センター)	◆愛クラブS愛 (九度山児童館)
◆げんきかいSげんき (下古沢コミュニティ消防センター)	◆夢倶楽部S夢 (東集会所)
◆えびす会Sえびす (上古沢コミュニティ消防センター)	◆椎の実Sありんこ (椎出児童館)
◆ほっこり会Sほっこり (入郷コミュニティ消防センター)	

# ほけん行事予定表

■問い合わせ 保健師 (☎54-2019)

事業名	日時	対象児
乳幼児健診	5月15日(水) 時間予約	令和5年10月~令和6年1月生まれ
		令和4年9月、10月生まれ
		令和2年9月、10月生まれ
10ヶ月・12ヶ月児健康相談	5月20日(月)	令和5年5月、7月生まれ
2歳児健康相談		令和4年5月生まれ
すくすく健康相談		妊産婦、育児中の保護者 ※体重の増えや育児等、気になることがあればどなたでもお気軽にお越しください。

※母子健康手帳をお持ちください 場所：ふるさとセンター2階

事業名	日時	内容
食と健康の教室	5月23日(木) 10:00~11:00	栄養士による講義と試食
脳トレーニング教室	5月28日(火) 10:00~11:00	脳トレーニングゲーム
妊産婦交流会	5月30日(木) 13:30~15:00	希望者には沐浴実習他

※申込先は保健師(予約が必要) 場所：ふるさとセンター2階

健康相談	実施日時	場所
5月	13日(月) 10:30~11:00	下古沢コミュニティ消防センター
	27日(月) 時間予約	ふるさとセンター

## 新着本ののご案内

● 児童書

- だいたいぶがかなはじめてのしゅくだい くすのき しげのり
- 初めての宿題は何だろう? わくわく1年生に贈る絵本
- ころぼうねのおやぶんさん こまつ のぶひさ
- キューちゃんの日記 室井 滋

○ 一般

- 子育ての不安が消える魔法のことはば 村上 里和
- INHKラジオ「みんなの子育て☆深夜便」 中西 真・新井 康通
- 今と未来がわかる老化の科学 幡野 広志
- うまくてダメな写真とヘタだけどい写真 写真の価値観が変わる、写真初心者必読の一冊。 幡野 広志

○ 文学

- 東京同情塔(第170回芥川賞受賞作) 九段 理江
- 夜明けのすべて 瀬尾 まいこ
- 生きているが少し楽になる、心に優しい物語。 東野 圭吾
- ブラック・シヨーマンと覚醒する女たち 東野 圭吾

☆5/10(金)まで、スタンプラリー開催中。

☆本を借りるとき、利用カードが必要です。

未登録の方は、本人確認証明書等をご持参ください。

★1人5冊まで。2週間借りられます。

◇新着本は、ほかにもあります。

◆和歌山県立図書館の図書を借りることもできます。公民館受付でお申し込みください。(9時~17時)

■問い合わせ 中央公民館 (☎54-2019)








# まちの行事予定表

2024年5月～6月

＜5月1日～5月17日＞		
日	曜	行事予定（時間・場所など）
1	水	
2	木	
3	金	憲法記念日
4	土	みどりの日 ●真田まつり 【ふれあい広場】 10:00～16:00 道の駅芝生広場
5	日	こどもの日 ●真田まつり 【ふれあい広場】 10:00～16:00 道の駅芝生広場 【出陣式】 13:00～ 道の駅芝生広場 【武者行列】 13:30～ 道の駅芝生広場→真田庵
6	月	振替休日
7	火	
8	水	
9	木	
10	金	○ひよこクラブ（9:00～10:30）
11	土	
12	日	◆民芸和風展最終日（4/27～5/12）
13	月	
14	火	■心配ごと相談（13:30～16:00）
15	水	○乳幼児健診（時間予約）
16	木	
17	金	

＜5月18日～6月3日＞		
日	曜	行事予定（時間・場所など）
18	土	
19	日	
20	月	○10ヶ月・12ヶ月・2歳児健康相談・ すくすく健康相談（時間予約）
21	火	■行政相談（13:30～16:00）
22	水	
23	木	○食と健康の教室（10:00～11:00）
24	金	○ひよこクラブ（9:00～10:30）
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	■消費生活相談（13:00～16:00） ○脳トレーニング教室（10:00～11:00）
29	水	
30	木	○妊産婦交流会（13:00～15:00）
31	金	★固定資産税第1期・全期の納期限 ★軽自動車税（種別割）の納期限 ★水道・下水道・集落排水4月分納期限 ★介護保険料第1期の納期限
1	土	
2	日	
3	月	■人権相談（13:30～15:30）

●◆：行事関係 ■：相談関係  
○：保健関係 ★：税関係  
[■と○の場所は、ふるさとセンターです。  
◆の場所は、紙遊苑です。]

広報くどやま お知らせ版 2024年5月号  
令和6年5月1日発行  
発行 九度山町 編集 総務課  
〒648-0198（個別番号）和歌山県伊都郡九度山町大字九度山1190番地  
☎0736-54-2019 FAX0736-54-2022

